

議案第 37 号

鳥取中部ふるさと広域連合規約を変更する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 3 項の規定により、次のとおり鳥取中部ふるさと広域連合規約（平成 10 年鳥取県指令市振 3 第 1 号）の一部を変更する協議をすることについて、同法第 291 条の 11 の規定により、本議会の議決を求める。

平成 21 年 3 月 9 日

三朝町長 吉 田 秀 光

鳥取中部ふるさと広域連合規約の一部を改正する規約

鳥取中部ふるさと広域連合規約（平成 10 年鳥取県指令市振 3 第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表（第 18 条関係）		別表（第 18 条関係）	
区分	負担割合	区分	負担割合
略		略	
介護認定審査費	人口割 25% （最近の国勢調査人口 による負担割合）	介護認定審査費	人口割 25% （最近の国勢調査人口 による負担割合）
	<u>実績割 25%</u> （前年の審査判定実績 に基づく負担割合）		<u>65 歳以上人口割 25%</u> （最近の国勢調査人口 による負担割合）
	標準財政規模割 25% （前年度）		標準財政規模割 25% （前年度）
	標準税収入額割 25% （前年度）		標準税収入額割 25% （前年度）
略		略	

附 則

この規約は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。